

「マスターズクラス段位認定試験制度」の創設についての骨子(案)

平素「一般社団法人スポーツ吹矢振興協会」の活動にご助力いただきまして、誠にありがとうございます。

この度「一般社団法人スポーツ吹矢振興協会」では生涯スポーツとしての「スポーツ吹矢」の確立の一助としてマスターズクラス段位認定試験制度の創設を考えております。

当会では以前より会員の皆様からご要望のございました「マスターズクラス(75歳以上の方向け)」の競技を2021年の大会より試験的に開始し、参加者の皆様より大変なご好評をいただいております。マスターズクラス段位認定試験制度を行うことで、マスターズクラスの定着と知名度アップを行いたいと思っております。

更なるスポーツ吹矢の発展を意図しての試みでございます。皆様の忌憚のない意見をお聞かせくださればと考えておりますので、ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

一般社団法人スポーツ吹矢振興協会
事務局

マスターズクラス段位認定制度運用案(案)

◆マスターズクラス段位と現行段位の認定に関して◆

- (1) 現在当会の段位認定を受けている者は、所持している現行段位と同じマスターズクラス段位に無試験で認定を受ける事ができる。
- (2) マスターズクラス段位の認定を希望する者は「マスターズクラス段級位認定希望申請書」を本会へ提出する。
- (3) 現行段位とマスターズクラス段位を取得している者は、状況に応じて、両者を使い分けることが可能である。

◆マスターズクラス七段位に関して

- (1) マスターズクラス七段位に関しては、現行七段位の試験は本部でのみで開催していることを鑑み、今後の検討課題とし、今回の制定は見送りとします。

◆マスターズクラス段位認定試験制度の運用の開始

- (1) この度の運用(案)の開示後半年程度の調整期間を設け、本年度中の運用開始を目指し、来年度よりの本運用を目標とする。

<マスターズクラス段位の種類と認定基準>

第1条 本規則は、会員のスポーツ吹矢技術の向上を、公正に評価するために設けたマスターズクラス段位認定基準である。

2. マスターズクラス段位の認定基準は、マスターズクラス初段位からマスターズクラス六段位までとする。
3. マスターズクラス段位の認定は、実技試験の得点と基本動作試験の得点のそれぞれが、下記の合格認定基準以上とする。しかし、基本動作得点のみ満たない場合は、別途行う講習を受ければ段位認定する。

マスターズクラス(75歳以上の方対象)段位認定試験

審査権限	段級位	受験間隔	距離	実施ラウンド数	実技得点	平均点	基本動作得点	受験料	認定料
公認指導員	マスターズクラス初段位	1級位合格から30日	7m	4R	100点以上	25点以上	基本動作ができる	3,000円	3,000円
	マスターズクラス二段位	初段位合格から三段位受験まで各90日	7m	6R	150点以上	25点以上		3,000円	6,000円
	マスターズクラス三段位		8m	6R	150点以上	25点以上		32点以上	3,000円
上級公認指導員	マスターズクラス四段位	三段位合格から六段位受験まで各180日	8m	6R	162点以上	27点以上	32点以上	3,000円	10,000円
五段位を持つ上級公認指導員・師範・准師範	マスターズクラス五段位		8m	6R	174点以上	29点以上	35点以上	3,000円	10,000円

六段位を持つ 上級公認 指導員 師範・准 師範	マスターズ								
	クラス		8m	6R	186 点以上	31 点以上	35 点以上	5,000 円	30,000 円
	六段位								

※マスターズクラス初段・二段位については、正しい基本動作ができていないか確認する。

※基本動作は 40 点満点。

4. 実技試験は、3 分以内に 5 本吹き 1 ラウンドとする。

<マスターズクラス受験資格と受験期間>

第2条 受験資格と受験期間は次の通りとする。

- (一) 本会の会員であり、受験時に 75 歳以上であれば受験することができる。
- (二) マスターズクラス初段位の受験は、1 級合格後 30 日を経れば受験することができる。
- (三) マスターズクラス初段位合格からマスターズクラス三段位までを受験する者は、各段位とも合格後 90 日の期間を経れば上位を受験することができる。
- (四) マスターズクラス四段位からマスターズクラス六段位までを受験する者は、各段位とも合格後 180 日の期間を経れば上位の段位を受験することができる。
- (五) マスターズクラス初段位からマスターズクラス六段位までの段位認定試験に不合格の場合、翌日以降いつでも再試験を受けることができる。ただし、受験料はその都度納める。

<マスターズクラス六段位までの認定試験実施要項>

第3条 マスターズクラス六段位までの認定試験は、段位認定試験を主催する本会又は地域支部等が指定する会場にて適宜開催する。

2. 本会直営レーンで適宜開催する。
3. マスターズクラス段位認定試験に合格したら、公認指導員及び上級公認指導員、師範、准師範（以下、申請者）が「マスターズクラス段級位認定申請書」を本会へ提出する。
4. マスターズクラス六段位実技試験（基本動作試験含む）は、六段位以上を持つ上級公認指導員及び師範・准師範が担当する。
5. マスターズクラス六段位認定試験に合格した者は、申請者が「マスターズクラス六段位認定申請書」に基本動作審査票を添付して本会へ提出する。

<審査員と審査権>

第4条 マスターズクラス段位認定試験の審査は、次の審査員が行う。

- (一)公認指導員は、マスターズクラス三段位までの審査権を有する。
 - (二)上級公認指導員は、マスターズクラス四段位までの審査権を有する。
 - (三)五段位を持つ上級公認指導員及び師範・准師範は、マスターズクラス五段位までの審査権を有する。
 - (四)六段位を持つ上級公認指導員及び師範・准師範は、マスターズクラス六段位までの審査権を有する。
2. 認定試験は、審査員と審査補助員による複数の人員で実施する。段位認定試験を実施する場合、審査員が審査補助員を任命する。審査補助員は、特に資格を必要としない。審査補助員の職務は、得点の記録、計算、確認等とする。

<受験料と認定料>

第5条 マスターズクラス段位別受験料と認定料は、次の通りとする。

段位	受験料	認定料
マスターズクラス 初段位	3,000円	3,000円
マスターズクラス 二段位・三段位		6,000円
マスターズクラス 四段位・五段位		10,000円
マスターズクラス 六段位	5,000円	30,000円

2. 受験料は、段位認定試験開催の主催者に納める。
3. 認定料は本会へ納める。
4. 障がい者会員の受験料は、初段位を無料とする。

<審査料>

第6条 マスターズクラス段位認定試験の審査料は、審査員に対して、段位に関係なく受験者が1名の場合1回3,000円、2名から8名までの場合1回5,000円、9名以上の場合1回10,000円とする。審査補助員に対して、段位に関係なく受験者が1名の場合1回1,000円、2名から8名までの場合2,000円、9名以上の場合1回4,000円とす

る。

2. 審査料は、マスターズクラス段位認定試験時に認定試験主催者が、審査員及び審査補助員に支払う。

<用具・服装・レーン・試矢・ラウンド・跳ね矢・判定>

第7条 受験者が受験に使用する用具は、本会の「競技規則」第2条に定められた規格の用具に限定する。

2. 服装については安全で軽スポーツに適した服装を着用する。ただし他の競技者への配慮に欠けた服装は厳禁とする。
3. レーン・試矢・ラウンド・跳ね矢・判定については、競技規則を適用する。

<抗議>

第8条 採点に関する受験者の抗議は、当該審査員が応答し裁定する。実技終了後、矢の回収開始後の抗議は認めない。